教科書p.72

指導のポイント

①消費者問題の流れを知らせ，現在の消費生活についての問題点を考える態度につなげたい。
②製造物責任法（PL法）の内容や制定背景について理解させたい。

キーワード

消費者問題，消費者政策，消費者保護基本法，製造物責任法，消費者基本法，消費者庁

❶ **消費者保護基本法**　「消費者の利益の擁護及び増進に関する対策の総合的推進を図り，もって国民の消費生活の安定及び向上を確保すること」を目的としたものである。「具体的な罰則など細かい規定が示されておらず，単に，宣言的規定でしかなく，果たして実効が期待できるのか」といった批判もあったが，消費者保護の柱となる法律等をもたず，また，企業の目的は利潤追求であって，消費者の利益の擁護・増進などは考えられなかった時代に，企業が行政の消費者保護施策に協力することや，消費者の苦情に対して適正な処理に努めることを企業の責務として掲げた消費者保護基本法の制定は，評価されてよい*。
＊（吉田良子編「消費者問題入門」建帛社）

❷ **製造物責任法**　立法化が議論され始めてから20年の月日を要して成立した法律。テレビが発火して火事になった場合，消費者は火事の被害と発火原因がテレビの欠陥であるという事実を証明すればよい。どのようなミスがあったかというメーカー側の過失を証明する必要はない。しかし，被害と欠陥との因果関係，欠陥が出荷時からのものであることを証明する必要はある。同法では，製造物を未加工品や不動産を除いた「製造または加工された動産」とし，欠陥を「製造物が通常有すべき安全性を欠いていること」と定めている。

❸ **欠陥商品**　欠陥商品による消費者問題の典型的な事件には，○1955年森永ヒ素ミルク中毒事件，○1961年サリドマイド事件，○1968年カネミ油症事件，○1969年合成甘味料チクロ問題，その他，欠陥車による死亡事故，欠陥プロパンガス容器の爆発や，欠陥電子レンジによる感電死亡事故等があり，消費者が欠陥商品によって深刻な被害を受けた事例は少なくない。

❹ **消費者基本法**　消費者保護基本法が36年ぶりに全面改正され，名称から「保護」の文字が取れた。消費者が自主的かつ合理的に行動できるよう「自立」を支援することを消費者政策の基本としており，消費者の自立支援に当たっては，消費者の年齢その他の特性に配慮しなければならないことも明示された。

❺ **消費者庁**　消費者が購入した商品によって被害・不利益を受ける消費者問題への対応を一元化することを目的として，2009年に発足した行政機関。内閣府の外局の一つ。以前は，対象となる商品や事案ごとに，農林水産省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省などが個別に対応していたが，各省の協力も得ながら同庁に集約を図り，消費者の利益の増進をめざす。あわせて，消費者委員会が内閣府に設置された。

❻ **資料17の補注**　消費者問題がクローズアップされたのは，1950年代後半のいわゆる高度経済成長期においてである。

❼ **資料18の補注**　高度情報通信社会の進展への的確な対応，国際的な連携の確保，環境保全への配慮等も掲げている。

❽ **資料19の補注**　書籍により訳しかたは一様ではないが，8つの権利の原文タイトルは以下の通り。
The right to safety
The right to be informed
The right to choose
The right to be heard
The right to satisfaction of basic needs
The right to redress
The right to consumer education
The right to a healthy environment

❾ ***Practice* の補注**　チェック項目は，消費者が果たすべき責任の具体例である。

❿ **try! へのアプローチ例**　授業展開編p.33の資料1，2を参考にさまざまな資料を集め，消費者政策の変遷とそれに対応させて法律や制度の制定・内容を整理してみる。

---

2 消費者の権利と責任について調べよう

消費者の権利と責任について理解しよう。そして，主体的な消費行動をめざして，消費者である私たち一人ひとりが役割を自覚し，適切な意思決定のもと，よりよい消費行動をめざしてこう。

1 消費者の権利と責任

1 わが国の消費者政策

消費者問題の未然防止や解決をめざして，日本の消費者政策は進められてきた。(17) 消費者優先の原則に立った消費者政策を実現するため，1968年に「❶消費者保護基本法」が制定され，消費者保護に関する施策の基本方向が示された。

複雑化・多様化する消費者問題に対応するため，特定商取引法や消費者契約法（→p.70），❷**製造物責任法**＊❶等が制定されてきた。2004年には，それまでの消費者「保護」から，権利に支えられた「自立」支援政策への転換をめざし，「消費者保護基本法」が改正され，名称も「❹**消費者基本法**」と改称された。行政が事業者規制等を通じて消費者を保護するだけでなく，消費者を権利の主体として位置づけ，その権利を行使できる制度，被害者を救済する体制の充実・整備をめざすものである。(18) そして，複数の省庁にまたがる横断的な取り組みが必要である消費者問題について，適切に対応できる消費者行政の一元化をめざし，2009年に❺**消費者庁**が設置された。

＊❶ **製造物責任法**　❸欠陥商品によって被害が発生した場合，製造業者等が損害賠償責任を負う制度（1994年制定）。ＰＬ（Product Liability）法とも呼ぶ。それまで損害賠償を求めるには，製造物の欠陥だけでなく，製造業者などの過失を証明しなければならなかった消費者が，製造物の欠陥によって，被害を受けたことを証明すれば，損害賠償を請求できるしくみが確立された。

❻ **18 消費者基本法の基本理念（概要）**

消費者の安全が確保され，商品・役務について自主的・合理的な選択の機会が確保され，必要な情報・教育の機会が提供され，消費者の意見が消費者政策に反映され，被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済され，消費者が自主的・合理的に行動できるよう自立支援する。

❼ **17 日本の消費者政策・消費者問題のおもな流れ**

［注］**ニセ牛缶事件**：表示は牛肉で中身は鯨肉や馬肉の缶詰が売られていた事件。　**景品表示法**：正式には「不当景品類及び不当表示防止法」という。　**豊田商事事件**：豊田商事が，金塊を資金として利殖運用するというふれこみでおこなった訪問販売で，実態は，金銭をだまし取る問題商法であった事件。

2 消費者の権利と責任ある行動

消費者問題に巻き込まれることなく，生活の質を向上させるためには，消費者一人ひとりが権利の主体としての意識をもち，自ら進んで消費生活に必要な情報を収集し，適切な意思決定や消費行動によって事業者や行政に対し意見を表明し，行動できる能力を身につけることが必要である。たとえば，商品選択の際は，情報を集め，契約書や**約款**（やっかん）＊❶等をよく読むこと，商品を使用する際は，**取扱説明書**＊❷等をよく読み，安全な使用・管理方法を守ることなども大切となる。

消費者の権利については，1962年，アメリカのケネディ大統領が「⓫**消費者の４つの権利**」を提示して以来，その考えかたが広く普及した。その後1982年に，国際消費者機構＊❸は「**消費者の８つの権利と５つの責任**」(19) を提唱している。

なお，消費者の社会的責任を示す考えかたの一つに「⓬**経済的投票行動**」がある。これは選挙における投票行動と同様に，買い物を通して，さまざまな商品や事業者のなかから望ましいものを選ぶことができる選択権を消費者がもつという考えかたである。このような行動をとることが消費者の責任であり，結果として消費者の権利の実現につながっていく。

消費生活を営むだれもが，自分の欲求を満たすだけでなく，地球環境問題や社会への影響も考え，持続可能な社会（→p.157）の実現をめざし，自立した消費者として購買行動をおこなうことが，消費者一人ひとりに与えられている⓭**これからの課題**である。

＊❶ **約款**　大量の取引を画一的・定型的に処理するために，事前に企業側が作成した契約条項のこと。代表的なものとして「旅行約款」「保険約款」「運送約款」などがある。

＊❷ **取扱説明書**　工業製品等の使用方法を説明した印刷物等のこと。

＊❸ **国際消費者機構**　1960年に設立された消費者団体の国際的な連携組織。

❽ **19 消費者の８つの権利と５つの責任（国際消費者機構）**

８つの権利	４つの権利	◎安全への権利 ◎情報を与えられる権利 ◎選択をする権利 ◎意見を聴かれる権利
		◎生活の基本的ニーズが保証される権利 ◎損害に対する補償または救済措置を受ける権利 ◎消費者教育を受ける権利 ◎健全な環境のなかで働き生活する権利
５つの責任		◎商品について批判的意識をもつ責任 ◎自ら主張し，公正な取り引きを得られるように行動する責任 ◎自らの消費行動が他者，とりわけ弱者に与える影響を自覚する責任 ◎自らの消費行動が環境に及ぼす影響を理解する責任 ◎消費者として団結し，連帯する責任

（消費者庁「ハンドブック消費者2010」2010年などより）

❾ ***Practice*　消費者としてのあなたの態度をチェックしてみよう**

	いつも	ときどき	していない
① 商品やその表示，販売方法などに疑問をもったときは，事業者や公的機関に相談するようにしている。			
② 自分が，より品質のよい商品を選ぶことが，悪い商品をなくすことにつながることを自覚している。			
③ 欠陥商品を買ってしまったり，問題のある勧誘を受けた場合は，まわりの人にそのことを知らせ，忠告するようにしている。			
④ できるだけ環境に負担をかけない商品の購入を心がけている。			

❿ **try!**　消費者を支援する法律や制度について調べてみよう。

hint!　消費者に関する問題を扱う省庁として消費者庁がある。消費者庁のWebページを見て消費者行政の現状について調べてみよう（http://www.caa.go.jp/）。

教科書p.73

指導のポイント

①消費者の８つの権利と５つの責任とはどのようなことをさすか，具体的に理解させたい。
②消費者の権利と責任ついて考えさせ，これからの消費者に必要な態度とは何かに気づかせたい。

キーワード

消費者の権利と責任，約款，取扱説明書，経済的投票行動，自立した消費者

⓫ **消費者の４つの権利**　日本より一足早く経済の繁栄を迎え消費者問題が発生していたアメリカでは，ケネディ大統領が「国民すべてが消費者であり，消費者は国民経済における最大の集団であるにもかかわらず組織化されていないため，力を発揮できず，意見も無視されることが少なくない。政府は消費者の要求と消費者利益の増進に配慮する義務をもっている」と消費者保護の必要性を訴え，消費者の４つの権利を提唱した。これは，今でも世界の消費者運動の憲章的役割を果たしている*。
＊（吉田良子編「消費者問題入門」建帛社）

⓬ **経済的投票行動**　消費者は，商品を選択する「経済的投票行動」の権利をもっている。よりよい企業の商品を積極的に選択することで，企業の社会的責任を促進することにつながる。これには，環境に配慮した消費生活を実行する「グリーンコンシューマー」（教科書p.156）としての行動も含まれる。

⓭ **これからの課題**　環境の改善は，全世界的，全世代的な課題である。これには，難しい意思決定と行動を必要とする。しかし，多くの人たちが環境を守ろうと行動するとき，その効果は絶大な効用をもたらす。